

これからの小郡市の公共交通 の利便性の向上に向けて

② 地域公共交通活性化協議会の設立

● 問合せ先 都市計画課計画係 ☎ 72・2111



広報8月1日号では、小郡市のコミュニティバスの現状と課題についてお知らせしました。今回は、利便性の向上のため設立した「地域公共交通活性化協議会」についてお知らせします。

■ 課題の解決に向けて

市は、これまで地域公共交通について、コミュニティバスの運行のみを協議してきました。しかし、前回お知らせしたとおり、限られた予算の中で、市全域の交通をコミュニティバスで担うことは困難です。地域・事業者・行政が一体となつて、他の交通手段との連携や、新たな交通手段の導入を検討するため、平成31年2月、「地域公共交通活性化協議会」を設立しました。

■ 地域公共交通活性化協議会

この協議会は市が主宰し、公募により決定した市民、県、九州運輸局、鉄道・バス・タクシーの事業所、警察、学識有識者など21人で構成されおり、課題の解決に向けて、次の2つの事項を協議しています。



① 運送サービスの運行形態

地域ごとの実情やニーズに応じた適切な運送サービスの形態や運行ルート、運行回数、運賃などについて議論します。

② 地域公共交通網形成計画の作成・実施

地域公共交通網形成計画は、コミュニティバス以外の鉄道・バス・タクシーなどの運行計画を総合的にとらえ、公共交通の中期期的な方針や目標、取組の方向性を位置づける計画です。「地域がめざすまちの将来像と公共交通が果たすべき役割」の方向性を示します。

■ これまでの協議

平成31年2月の設立以降、4回の協議会を実施しました。

- 2月 協議会の設立、バス停の新設、バス停追加に伴うルート改正、ルートの新設に関する協議
- 4月 コミュニティバスの運行ルートについて協議
- 7月 コミュニティバスの経過と市内公共交通の現状の共有
- 8月 コミュニティバスの一部ルートの延伸、曜日運行の実施について協議

協議の結果、4月にバス停(あすみ・九州歴史資料館・レガネット・井上第2住宅・下町高速北・大原きぼうの森館・ポピーの里あじさか館南)の新設、ルートの改正、通勤・通学ルートの新設を行いました。また7月は、東野・美鈴が丘ルート往路1便目の運行区間を延伸しました。

今回は「コミュニティバスの曜日運行」についてお知らせします。